

# 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

## 1 概要

過重労働解消キャンペーンの一環として、報道機関に公開の上で、都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を報道機関を通じて広く紹介することにより、過重労働解消に向けて気運の醸成を図る。

## 2 具体的手法

### 1 実施時期

過重労働解消キャンペーン実施期間(11月)中に実施。

### 2 対象企業

県内の企業で、長時間労働削減に向けて積極的な取組を行っている企業。

### 3 実施方法

局長が対象企業を訪問し、企業が長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる様子を実地で視察。報道機関等にも公開し、広く紹介。

※ 例えば、①企業トップが行う労働時間削減のための職場巡回に同行する、②具体的な取組状況について執務室を見学する、③取組状況について労働者と意見交換する、などの方法が考えられる(対象企業の意向を踏まえた方法とする。)

## 3 ねらい・効果

対象企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例等を報道機関を通じて広く紹介することによって、キャンペーンの趣旨等の周知を図り、管内全体の過重労働解消に向けた気運を醸成。

対象企業にとっても、自社が長時間労働削減に積極的であることを広くアピールできる。